

2018年9月5日

鳥取県知事  
平井伸治様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
代表世話人 北川 泉

## 要 請 書

地方自治の本旨にのっとり、県民の安全・安心の確保のためにご奮闘されていますことに、島根県民として心から敬意を表します。

さて、中国電力島根原発3号機の適合性審査にあたり、平井知事におかれましては、福島第一原発事故の教訓を踏まえて、立地自治体だけでなく、周辺自治体の安全性も確保されるべきとの立場から、縷々発言されてこられましたことに島根県民も大きな期待を寄せています。

残念ながら、現時点において、島根原発3号機稼働の社会的必要性（電力需給）、実効性ある避難計画の立案、3号機の安全性の確保、島根原発から30キロ圏内に位置する各自治体の同意権を認める立地自治体並みの安全協定への改定問題などの重要な課題が未解決のままです。

私たちは、鳥取県が県民の安全・安心を確保すべき立場に立ち、原子力規制委員会の適合性審査を注視され、中国電力に対して残された諸課題について適切に対応いただくとともに、下記の事項については早期の実現のためにご努力いただきますよう要請いたします。

### 記

周辺自治体（5市と鳥取県）の全てが、原発新增設等に関する立地自治体並みの権限を要望しています。この権限を、島根原発3号機稼働及び2号機の再稼働についての地元判断に活かすためには、同権限を明確にした中国電力との原子力安全協定の締結を、先行するであろう2号機の規制委員会による審査終了までに終える必要があります。そのために、“周辺自治体”に位置づけられている鳥取県が、同じ扱いを受けている周辺5自治体との協議を通じて合意を形成するとともに、対等な立場にある県として、島根県との意見調整を行ってください。